

事 務 連 絡  
令和3年5月19日

関 係 各 位

建設局技術管理課長

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」  
の改訂について（参考）

日頃より、技術管理行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

施工中の工事及び業務の対応については、令和3年4月26日付け「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について（事務連絡）」等により、引き続き、適切な対応をお願いしているところです。

このたび、国土交通省にて作成した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」が改訂され、別添のとおり事務連絡がありましたので、参考送付いたします。

【問い合わせ先】

建設局 技術管理課 技術管理係

TEL：048-829-1515（内 3593）

FAX：048-829-1988

E-mail: gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp

## 【主な改訂内容】

### 1. ガイドライン本文

- ・フェイスシールド・マウスシールドがマスクに比べて効果が低いこと等を踏まえて、記載を変更（P5～8）
- ・令和3年2月13日に施行された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法において、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられたことを踏まえて記載を追加（P13）

### 【追記内容：太字部分】

- ※設備や器具の消毒は、アルコール（エタノール又は2-プロパノール）あるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム溶液、**もしくは遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）の亜塩素酸水溶液**等、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。（P6）
- ※**有機物が多く存在する環境下では、亜塩素酸水（遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L））の有効性が確認されている。**（P6）

### 2. 別紙1～28：リーフレット等

- ・別紙 11～20  
内閣官房「感染の再拡大防止特設サイト」掲載の周知用ポスター
- ・別紙 22  
日本語及び各国語版の「外国人の方に向けた感染拡大防止のための留意点」
- ・別紙 23～24  
新型コロナウイルス感染症から回復した従業員・作業員の職場復帰に係る取扱い等に係る別紙を追加

また上記別紙の追加に伴って、12月24日改訂版と一部別紙の番号が変わっています。